

TOPICS 6 無料で「英語検定」が受けられます

●問合せ：学校教育課 学務係
Tel) 69-2243 Fax) 69-2293

英語に対する生徒の関心を高め、自主学習意欲の向上を図るため、中学生を対象に英語検定料を補助します。

●対象 市内在住の中学生の保護者
※甲賀市立学校以外に在学されていても申請ができます。

●申請方法

【甲賀市立学校在学の方】

補助金の申請は、学校が取りまとめて行います。原則学校での受検(受験)が対象です。

【甲賀市立学校以外に在学の方】

直接、学校教育課まで申請してください。

●申請期限

英語検定一次試験受験の日から30日以内

※検定の申込は個人で行ってください。詳細は学校教育課へお問い合わせください。



TOPICS 5 奨学資金を支給します

●問合せ：学校教育課 学務係
Tel) 69-2243 Fax) 69-2293

経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に対して奨学資金を給付しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の方も直近の収入状況により対象となる場合がありますので、ご相談ください。

●対象 次の①から③のすべてに該当する方

- ①滋賀県奨学資金、日本学生支援機構奨学金、またはこれらに準ずる奨学金の貸与を受けている方
- ②①の奨学金の貸与を受けた日より前1年以上引き続き、保護者が市内に住所を有している方
- ③生活保護法に基づく被保護世帯またはそれに準ずる世帯に属する方

●給付額

高等学校、特別支援学校(高等部)等…月額5,000円
大学(大学院を除く)等…月額15,000円

●申請期間 6月10日(金)～7月29日(金)

※前年に対象だった方も毎年申請が必要です。
※申請に必要な書類や申請方法についてはお問い合わせください。

TOPICS 7 児童手当・特例給付 現況届が変わります

●問合せ：子育て政策課 子育て政策係 Tel) 69-2176 Fax) 69-2298 市ホームページ



現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当・特例給付を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかを確認するためのものです。

これまですべての受給者に現況届を提出いただいていたのですが、令和4年6月以降は、**児童の養育状況が変わっていなければ、一部の方を除き、現況届は原則提出不要**となります。

現況届の提出が必要な方には、対象者へ5月末に届出用紙を郵送しています。ご案内が届いた方で、現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられませんので、必ず提出をお願いします。

●提出期間

6月1日(水)～6月30日(木)

●提出方法

郵送(6月30日まで)
同封の返信用封筒で郵送してください。

特例給付支給所得上限額について

児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されなくなります。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は別)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

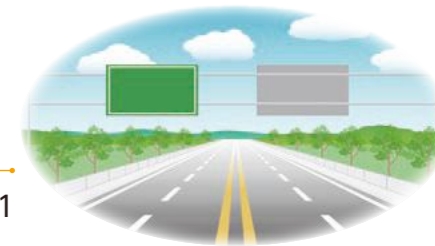
※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。
※自宅からオンラインで申請できます。



ぴったリサービス▶

TOPICS 4 名神名阪連絡道路を地域で盛り上げよう!

●問合せ：建設事業課 Tel) 69-2209 Fax) 63-4601



これまでの経過

名神名阪連絡道路は、名神高速道路八日市IC付近から、新名神高速道路を経由し、名阪国道上柘植IC付近に至る計画道路です。この道路は、かつてのびわこ空港計画におけるアクセス道路と、伊賀甲賀連絡道路の計画が統合され、平成13年に全延長約30kmとして、国の指定を受けました。



▲重要物流道路に指定(令和4年4月)



▲建設促進大会(令和4年1月)



▲シンポジウム(平成30年)

早期実現への取り組み

- 平成13年 『名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会』*1に名称変更
- 平成25年 } シンポジウムの開催や民間の「実現する会」の立ち上げ(平成19年に設立)
- 平成29年 }
- 平成30年 }
- 平成26年 } 甲賀市議会議員連盟の立ち上げ
- 平成28年1月 } 建設促進大会の開催
- 令和4年1月 }

現状での課題

- ✗ 生活圏・経済圏が近い東近江、伊賀地域への南北軸(道路)が不足している。
- ✗ 名神高速道路との間を行き来するときには地域の生活道路を利用せざるを得ず、大型車が狭い道路に進入している。

整備により期待される効果

- ◎ 南北道路の整備による移動時間の短縮
- ◎ 雇用や事業範囲の拡大
- ◎ 観光の振興
- ◎ 災害時の代替機能の強化
- ◎ 生活道路の安全性向上

近年の動向

平成30年3月に、災害に見舞われた際にも安定的な輸送を担保すべき道路を指定する「重要物流道路」制度が創設され、平成31年4月に、新名神高速道路や国道1号などが重要物流道路に指定されています。

さらに、令和3年には、重要物流道路制度を契機とし、将来の広域道路ネットワークの整備を進めるための基礎となる「新広域道路交通計画」が全国で策定され、名神名阪連絡道路は**2「高規格道路」に位置づけられました。

このような、国の制度や社会情勢の変化を背景に、本道路は、国においてもその重要性が認知されるに至り、令和4年4月1日、ついに念願であった重要物流道路へと追加指定いただくことができました。

重要物流道路指定による効果

本道路は現時点において、起点位置となる名神高速道路と、終点位置の名阪国道との接続箇所が定められていますが、どのようなルートを通るのかは決まっていません。令和元年度から、滋賀県と三重県が協働し、計画の具体化に向け、最も効果的・経済的かつ沿道利用を見越した最適なルートや構造の検討が進められています。

今後は、本道路に求められる機能の把握やルート帯を決定するため、地域への意見調査が予定されています。さらに、都市計画や環境影響評価などの手続きが控えており、事業化には多くの予算が必要となってきます。重要物流道路に指定されたことから、国の重点的な支援を受ける中で、必要な予算がスムーズに確保されることが期待されています。

名神名阪連絡道路の整備実現に向けて

高規格道路への位置づけや、重要物流道路への指定など、将来の物流道路ネットワークを形成する道路として、国に認知いただいているものの、全国には数多くの計画道路が未整備のまま残されています。この中で、優先的な整備を得るためには、沿線地域全体で整備を望む前向きな姿勢が不可欠です。**本市の将来を担う名神名阪連絡道路の早期実現に向け、沿線地域全体で盛り上げていきましょう!**

*1 滋賀県からは「甲賀市・東近江市・近江八幡市・湖南市・日野町・竜王町」の6市町、三重県からは「伊賀市・名張市」の2市が加盟しています。平成29年度から甲賀市長が会長を務めています。
*2 主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速道路を含め、一体となって機能する、もしくはそれらを補完して機能する広域道路ネットワークを指します。